

平成30年度

能代市公営企業会計  
決算審査意見書

能代市監査委員



能 監 収 第 4 3 号

令 和 元 年 8 月 2 2 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

能代市監査委員 小 松 敬

能代市監査委員 安 井 和 則

### 決 算 審 査 意 見 の 提 出 に つ い て

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成30年度能代市公営企業会計（水道事業会計・下水道事業会計）の決算及び証書類その他関係書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。



# 目 次

## 平成30年度能代市公営企業会計決算審査意見

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
水道事業会計		
5	概 況	2
6	業務実績について	3
7	経営成績について（税抜き）	5
8	財政状況について（税抜き）	9
9	収入状況について（税込み）	15
10	補てん財源について（税込み）	16
11	予算議決事項について（税込み）	16
12	むすび	17
下水道事業会計		
5	概 況	20
6	業務実績について	21
7	経営成績について（税抜き）	23
8	財政状況について（税抜き）	26
9	収入状況について（税込み）	31
10	補てん財源について（税込み）	32
11	予算議決事項について（税込み）	32
12	むすび	33
(参考) 決算資料		
(水道事業会計)	資料1 業務実績表(1)	36
	資料2 業務実績表(2)	37
	資料3 経営分析表	38
(下水道事業会計)	資料4 業務実績表(1)	39
	資料5 業務実績表(2)	39
	資料6 経営分析表	40

公営企業会計における決算書類作成上の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは、次のとおりである。なお、本意見書中、「税込み」とは消費税等込みを、「税抜き」とは消費税等抜きのことをいう。

決 算 書 類	税 込 み	税 抜 き
決 算 報 告 書（備考欄に消費税等相当分を内書）	○	
損 益 計 算 書		○
剰 余 金 計 算 書		○
剰 余 金 処 分 計 算 書		○
貸 借 対 照 表		○
キャッシュ・フロー計算書		○
収 益 費 用 明 細 書		○
固 定 資 産 明 細 書		○
企 業 債 明 細 書	—	—

## 凡 例

- 1 文中及び表中に用いる比率は、原則として小数点第2位を四捨五入して表示した。
- 2 文中で用いる伸び率「皆増」は前年度に該当数値がなく、本年度発生した場合を、「皆減」は前年度に該当数値はあったが、本年度発生しなくなった場合を表示した。
- 3 増減率は、対前年度比率である。
- 4 表中の符号「—」は、原則として該当数値のないものを表示した。
- 5 「5 概況」及び「12 むすび」においては、関連する事項が記載されているページを「P ○」のように表示した。
- 6 水道事業会計における平成28年度以前の数値は、「水道事業」及び「鶴形簡易水道事業」を合算した数値である。ただし、「鶴形簡易水道事業」を含まない数値がある場合は、その旨を表示した。
- 7 水道事業会計における平成29年度類似団体全国平均は、原則として公営企業年鑑における給水人口3万人以上5万人未満の事業体の平均値である。